

第二部

警察についての新聞報道

I 調査概要

1999年末から2000年にかけて、次々と明るみに出た警察官による不祥事が連日マス・メディアで取り上げられ、国民の間で警察に対する不信感や批判が一挙に高まった。このような世論の動向だけでなく、国民が警察に対して日頃抱いているイメージや評価、態度には、マスメディア報道の内容や論調が、大きな影響を及ぼしていると考えられる。言うまでもなく、人々の警察に対する認知や態度は、メディアばかりではなく、警察官との直接接触の経験によっても大きく影響される。しかし、多くの国民にとって日常生活で警察官と接する機会は限られているため、メディアを通じて毎日のように伝えられる間接的なイメージの影響力は看過できない。

そこで、一連の警察不祥事やそれを受けた警察制度改革が国民の関心を集めていた2000年4月から9月までの半年間に、マス・メディアが警察についてどのような報じ方をしてきたか、新聞の論説記事の論調を中心に分析し、報告する。

分析対象は、上記の期間に発行された朝日新聞及び読売新聞朝刊の社説で、このうち見出し及び本文に「警察」に関する記述を含むものをオンラインで検索し、分析対象とした。分析対象となった記事の数は朝日が26本、読売が19本で、合計45本であった。

II 分析結果の概要

1. 警察関連事項の論調分析

A. 朝日新聞社説

2000年4月1日から9月30日までの社説記事のうち、内容に「警察」という文字を含むものは計26本である。この26本について、「見出し」と「記事」を別個にとりあげ、この期間に、どのような論調で「警察」が扱われていたのかを分析した。

(1)警察に関する見出しの特徴

社説の見出しに「警察」の語が含まれ、しかも記事のなかで警察を正面からとりあげ、

警察に関する事項が主要な内容になったものは、26本の記事のうち2本のみである（「思い切った改善策を 警察刷新会議」6月29日、「これを『幕引き』とせず 警察への提言」7月15日）。

一方、これとは別の警察批判が明確な2本批判の記事の場合は、見出しに「警察」の文字が含まれていない（「無軌道ぶりが恐ろしい違反もみ消し」5月23日、「隠ぺい体質は根深い 泥酔者放置」9月30日）。

この2件については、記事が掲載された当時、すでに警察の不祥事が読者に周知されていたため、見出しで「警察」の問題だと断るまでもないと判断されたことが推測できる。

「隠ぺい体質」「違反もみ消し」が警察の重要な問題であることは、周知のことであり、記事の前提になっていたことがうかがわれる。神奈川県警、新潟県警などの一連の不祥事がよく知られている前提で記事が書かれている。

また、「運用に監視の目を 傍受法施行」（8月10日）も、見出しには警察の文字はないが警察批判の内容になっている。

「警察」が記事中のどこかに少なくとも1度は顔をだす26本の社説について、見出しに含まれる関連語は、「防災」「暴力」（妻への暴力、駅構内暴力）「法、法律」「自衛隊」「監視」「生命」「選挙」「事件」「紛争」「不信」「違反」「命」「死」「刑事告訴」「機密」「恐喝」などとなっている。この間警察はこうした文脈において登場し、論じられていることがわかる。

これら関連語のうち、この期間に見出しへの登場頻度が数が多いのは、「暴力」の3回である（「審判への暴力」「駅構内暴力」「妻への暴力」）。

(2)警察関連の記事の内容と論調

「警察」の語が含まれた26の記事で、警察がとりあげら、論じられる際の文脈は多様である。そこで社説をその主な内容によって分類し、それぞれの文脈ごとに、そこで表現されている警察像をみていくことにする。

(a)国家の再建や防災の枠組みでの期待される警察像

一つ目は国際問題や国内政治問題などについての社説である。国際的な問題や国内問題、政治の現状について、あるべき姿や方向を提案するタイプの社説で警察が取り扱われている場合をみよう。この場合、「期待される警察」が主なものになる。

まず、5月28日の社説（「世紀を築く：33 紛争と援助 不信の根を断ち切ろう」）

は「期待される警察」が表現された端的な例である。

「どうしたら紛争で崩壊した信頼関係を修復し、平和的な復興を進めることができるのか。対立集団の兵士を武装解除し、総選挙を実施する。憲法や刑法などをつくり、裁判所や警察を再建する」。ここでとりあげられているのは、秩序や信頼といったキーワードに直結する警察像である。

東京都の防災訓練を扱った社説で、警察について触れられたのはごく一部だが、そこにも警察への期待が読み取れる。（防災上は）「消防、警察、自衛隊といった組織的な活動と、地域の自治活動を、うまくかみ合わせることが肝心だ」（9月5日「一番改善すべきは何？ 都防災訓練」）。

同じようなキーワードと関連しているが、日本の政治や国情について論じる文脈では、警察はかなり批判的に取り上げられている。

「総選挙スタート 本物の『民の国』を築こう」（6月14日）では、「『間違いは犯さない』ことを誇りしてきた大蔵省や警察、原子力機関では次々と腐敗や規律のゆるみが明るみに出た。情報を独占し、密室化した組織のモラルがいかに崩れやすいかを示すものといえよう」と記されている。「信頼に値する政府を」築いていくうえで、それを阻害している警察の現状が批判されている。ただしここでは警察への期待が大きいからこそ、その現状に厳しい批判がなされているのだと読み取ることもできる。

(b)あらたな社会問題や法律の制定・施行と警察 —— 不信感と信頼に揺れる警察像 ——

社会問題やそれに対応するための法整備がとりあげられる際にも、警察は期待の文脈で語られている。しかしこの場合は、期待はされるものの、必ずしもその期待に応えられるかどうかわからない、いわば「頼りにならない警察」「信じきれない警察」像が登場している。

「危うきに近寄らず 恋文ウィルス」（5月7日）は、「I LOVE YOU」という新種のコンピューターウィルスが猛威をふるっている問題をとりあげるなかで「日本でも警察に『サイバーポリス』が発足したが、ネット犯罪への態勢づくりは、まだ始まったばかりである」と紹介している。新種の犯罪には不十分な対応しかできない警察というイメージがある。

また、「根っこを見失うまい ストーカー法」（5月12日）では「ストーカー規制法案」の国会提出が紹介された。ストーカー法が成立すれば、被害の申し出があると「警察は事実関係を調べて相手に警告をする。なお嫌がらせが続くなら、公安委員会が加害者から事情を聴いた上で禁止命令を出す。それでも被害が続けば警察が捜査を始め、裁判で加

害が認められると一年以下の懲役か百万円以下の罰金が科せられる」と紹介している。

ただし、ストーカー規制法の成立がストーカーの被害者にとって前向きなものであることを示しながら、その前に、まず「警察の不手際が問題になった桶川の事件」にも触れ、また「人を好きになることや恋愛感情といった心の領域に、警察や公安委員会が立ち入ることに違和感をもつ人は少なくないはずだ」と間接的にではあるが、私的な人間関係に警察が介入することに危惧をあらわしている。そのうえで「家庭内暴力やストーカーなど、時代が生み出す新しい犯罪に警察や行政機関が対応し、被害者を守る法制度を整えるのは当然だ。しかし、根底に横たわる病理の部分に目を向けなければよせん対象療法に終わる」と、警察などによる対応の限界を指摘している。むしろ、警察や法よりも根本的にはゆたかな人間関係を築くことに目を向けよ、という指摘である。

信頼されない警察像がより明確に登場したのは「運用に監視の目を 傍受法施行」（8月10日）である。

この社説は「通信傍受法」成立後1年目にあたり、8月15日の施行を前に、法の前提である「警察に対する信頼」が損なわれ、回復していないことをもって警察改革が施行を延期するくらいの措置をとることを提案している。

「制度導入の前提であり、国会審議でも大きな焦点になった『警察に対する信頼』は相次ぐ現職警察官の犯罪や不祥事によって、著しく損なわれたままだ。回復への道のりは、いまだ深い霧の中にある」とし、「政府・与党には、国民の間に根強くある不信と不安に対する理解が大きく欠けているというほかない」と、警察不信が深刻なことを指摘している。「肝心の警察が自己防衛に凝り固まって、国民不在の体質から抜け出せないようでは、どんなに刷新を誓ったところで、濫用の懸念がぬぐい去れない」と手厳しい警察批判が展開されている。

信頼される警察が法の前提であることと、その信頼を損ねた場合は、信頼回復が重要である点を鋭く指摘した点で、この社説は前の2つより際立っている。

ところが、警察批判の論調が弱い記事もある。ドメスティック・バイオレンスに関するあらたな法律の制定を求める動きについて取り上げた9月4日の社説「禁じる法を早く妻への暴力」である。ここではストーカー法や通信傍受法の場合と違い、「警察不信」や警察官の不祥事は全く触れられていない。

「警察」が登場するのはまず、「警察が受けた家庭内暴力の相談のうち、妻や内縁の妻、恋人など、女性が被害者である事例は1500件で、相談全体の9割を占めた」という箇所である。引き続いては、「『夫婦間の私的な問題』だという考えは、加害者、被害者双方の心の内のみならず、医療機関や行政、警察の間にも根強くある」と警察に批判的な

コメントもしているが、その論調は強いものではない。

実際には、警察官のなかにもドメスティック・バイオレンスの加害者はいるだろう。また、警察官自身が被害者の取り調べ中にわいせつ行為を行う事件さえあった。だが、この論説の場合、こうした警察官の問題はまったく取り上げられてはいない。傍受法を扱った社説によると8月半ばには根強かったはずの「警察不信」や不安は、数週間で雲散霧消したかのような論調である。

またストーカー規制法の際には、「対症療法」に過ぎないと論じた同じ欄で、ドメスティック・バイオレンスに関しては法制定が問題解決への近道であると全面的期待を寄せる論調であるのは、やや奇異な印象をもたらす。「ドメスティック・バイオレンス」に対処する「信頼できる警察官」への期待と、一連の警察不信はどのように両立しているのだろうか。

(c) 事件と警察 —— 責任を問われる警察、評価される警察 ——

大きな事件や犯罪を取り上げる際には、警察の責任が問われることが多い。この期間の社説にもその傾向がみられる。

少年が5000万円を恐喝されていた事件に関しては「沈黙の訴えを読みとれ 5000万円恐喝」（4月22日）がある。この社説では、「恐喝やいじめを防ぐには、第一義に被害者が訴えるほかはない。沈黙こそが加害者の思うつぼである」としながら、「なまでも警察の責任は重い」と述べ、「同じ加害生徒グループによる事件の被害届けをほかにも受理しながら、積極的な対応をしなかった所轄署の怠慢は、強く批判されるべきだ」と警察の職務怠慢を批判している。

また、5月3日におきた西鉄高速バス乗っ取り事件についての社説（「高速道路時代の死角 バス乗っ取り」（5月4日）でも、警察の無力ぶりを印象づける記述がある。

神奈川県大和市でおきた無認可託児所で幼児の死亡事件もとりあげられ（「幼児の死は何を問う ベビーホテル」7月17日）、警察の職務怠慢が批判されている。

このベビーホテルについては、すでに被害届けが出ており、「近隣からも警察や市、児童相談所に通報があった。なのに訴えは実らなかった」、「警察や行政の対応の鈍さが浮き彫りになった」と警察の責任が問われている。この記事では、批判するだけでなく、「全国の警察や行政は、密室になりやすい家庭や施設での虐待の早期発見と防止に努めるよう、職員の研修を急ぐ必要がある」という提案もされている。

警察に責任を帰属させた以上のような社説が多いなかで、警察の活動が評価を受けている珍しい例があった。「法の華」事件についてのものである（「救いの手にひそむワナ

『法の華』事件」9月30日)。

「信教の自由は、もとより大切だ。しかし、宗教団体であろうと、刑法上の罪にあたるような行為は許されるはずがない。悪質な行為には厳しく対処する必要がある。今回、警視庁と静岡県警が厳然たる態度で捜査を進め、教団トップを含む組織の中核に切り込んだ姿勢を評価したい」と、警察の対応を高く評価し褒めている。この間に警察が批判されるだけでなく、評価もされていたことはやや意外であった。

「弱い者いじめここにも 駅構内暴力」(8月4日)においても、鉄道会社が企業イメージの悪化をおそれて、犯罪として警察に届けず、社内でこっそり処理することを問題視し、届出をしたり、実態を公表するよう提案している。

ただし、プロ野球で球審が選手らによって怪我をする事件が取り上げられた際には、「一定のルールの下で行われるスポーツの世界の話を、警察に持ち込むのは、本来好ましいことではあるまい」という記述があった(「刑事告訴も一法だ 審判への暴力」5月1日)。

全体的な論調としては、市民レベルで経験している暴力被害について、私的な対処に止まらず、暴力事件として厳しい態度で臨む必要を主張しながら、「警察に持ち込むのは、本来好ましいことではあるまい」と矛盾する意見を述べるのはなぜか。

ドメスティック・バイオレンスの被害にしても、恐喝被害にしても、警察に被害届けを出さない、出せないことが被害を潜在化させている点が重要である、という点が一方で強調されている。にもかかわらず、(警察の介入は)「本来好ましいことではあるまい」と述べることで届出を抑制するような論調の矛盾がある。

(d)警察改革

警察自体が中心テーマとなった社説は次の4本である。4月と8月以外の毎月1本ずつ掲載されている。警察刷新会議の発足から提言の発表を含む期間にしては意外に少ないと印象を受ける。次に個々の社説についてやや詳しく検討しよう。

「無軌道ぶりが恐ろしい 違反もみ消し」 5月23日

〔要旨〕

新潟県警の現職警察官らがおこした重い交通違反を県警が組織ぐるみでもみ消していた事実をとりあげ、警察が身内に目こぼしをする体質であることを批判している。

「取り締まる側である警察には、より高いモラルがもとめられているはず」だが、その

自覚を欠く無軌道ぶりは不安である。

〔全体の構成〕

- ①事実関係の説明（警察官の交通違反を組織ぐるみで目撃）
- ②問題点の指摘（警察不信をおこす。無責任であきれた「警察一家意識」）
- ③対処についての指摘（上司にも共犯や教唆の疑い。徹底的な捜査、厳しい処分を要請する）
- ④展開（警察刷新会議を紹介。警察組織の閉鎖性を指摘）
- ⑤結論部（提言）（警察組織内に進んで第三者の目を取り込む必要がある。国民は、もみ消しが新潟県警だけに止まらないと思っている。警察庁は問題の重要性を自覚する必要がある。）

「思い切った改善策を 警察刷新会議」 6月29日

〔要旨〕

警察刷新会議提言の発表前に、情報公開、第三者による外部監察の導入など、不祥事の温床になった警察の密室性をただすことを提起。刷新会議の提言が警察庁の意向によって抜本的改革につながらないことを危惧する。

〔全体の構成〕

- ①事実関係の説明（公聴会でのある主婦の発言。「警察の緊張感は居直りへと変化」）
- ②問題点の指摘（不信があっても、治安は警察に頼るしかない。）
- ③対処についての指摘（警察刷新会議は警察署評議会などの改善案を議論しているが、協議されている案では不十分である。外部監察の導入が必要。）
- ④展開（刷新会議の提言内容が警察庁の意向にそってまとめられてしまうのではないか）
- ⑤結論部（提言）（不祥事の温床である密室性を開拓する方策を盛り込んだ提言を期待する）

「これを『幕引き』とせず 警察への提言」 7月15日

〔要旨〕

警察刷新会議が提出した提言は、常識的な内容にとどまり踏み込み不足であり、身内に甘いなれあいの種を温存した。警察官のモラルに関しても具体的制度づくりは抜け落ちた。国家公安委員会は引き続き長期的改革をめざしてほしい。

〔全体の構成〕

- ①事実関係の説明（警察刷新会議が提言を提出）。
- ②問題点の指摘（刷新会議による改善策では、一連の不祥事で失われた警察の信頼はとりもどせない。外部監察の導入見送りの背景には警察側の強い抵抗があった。公安委員の人選方法の制度化、意欲ある者が報われる昇進制度など制度作りがぬけている）
- ③展開（刷新会議の提言に強制力はないが、すべて実行しなければならない）
- ④結論部（提言）（国家公安委員会は刷新会議に代わる第三者機関で長期的改革をめざしてほしい）

「隠ぺい体質は根深い 泥酔者放置」 9月30日

〔要旨〕

埼玉県警小川署員が保護した男性を放置し、男性が死亡した事件をウソの報告によって隠ぺいしていた。事件の全容を解明し、警察改革を進めていかなければならない。

〔全体の構成〕

- ①事実関係の説明（埼玉県警小川署員が保護した男性を放置し、男性が死亡した事件をウソの報告によって隠ぺいしていたことが遺族からの要請による県警の調査で明るみに出た）
- ②問題点の指摘（警察の第一の責務は「個人の生命の保護」である。保身のために、虚偽の報告書でウソをつく土壤に問題がある。）
- ③対処についての指摘（遺族の調査要請への素早い対応は、警察改革の機運の反映）
- ④展開（警察刷新会議の提言や警察庁の警察改革要綱に引き続き改革を進めていくことが必要。）
- ⑤結論部（提言）（公安委員会補佐官室、市民からの相談窓口の改善が急務。第三者による外部監察への警察の抵抗は強い。身内にメスをふるい事件の全容を解明し情報を開示できるかが精察改革の試金石になる）

4 本の記事の論調は共通点しており一貫性がある。信頼すべき警察が、その期待を裏切り、国民の信頼感を失っている。その改善のための警察刷新会議の提言は、第三者による外部監察に抵抗を示す警察側の強い意向のため、透明性という意味で不十分である。情報開示を進め不祥事の温床となる警察の密室性を打ち破る改革を引き続き進めることが重要である――というものである。